

ベトナム向け水産食品及び台湾向け貝類
(活以外) を輸出する皆様へ

衛生証明書に係る申請先・発行場所の変更について

令和4年7月1日から、ベトナム向け水産食品及び台湾向け貝類（活以外）の輸出に係る衛生証明書の申請先等が、以下のとおり変更となります。

申請先・発行場所	
6月30日まで	7月1日から
厚生労働省地方厚生局、 都道府県等衛生部局（注1） [書面・メール・NACCS・システム申請]	地方農政局等（注2） [書面・メール・システム申請]

（注1）都道府県、保健所設置市、特別区における衛生主管部局

（注2）地方農政局等とは、農林水産省地方農政局（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州）の本局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部を指しています。

- 7月1日以降は、厚生労働省地方厚生局及び都道府県等衛生部局において、申請・発行手続きを行うことができません。
- 7月1日以降は、各地方農政局等（別紙）において、申請・発行手続きを行いますので、輸出日に留意して、申請手続きをお願いします。

申請先・発行拠点	管轄都道府県 (太字は申請先・発行拠点の所在地)	電話番号
北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 (輸出証明書担当)	北海道	011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 (輸出証明書担当)	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	022-263-7071
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 (輸出証明書担当)	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	048-740-0111
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 (輸出証明書担当)	新潟県 富山県 石川県 福井県	076-232-4233
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 (輸出証明書担当)	岐阜県 愛知県 三重県	052-715-3073
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 (輸出証明書担当)	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	075-414-9101
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 (輸出証明書担当)	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	086-230-4246
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 (輸出証明書担当)	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	096-300-6199
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 (輸出証明書担当)	沖縄県	098-866-1673